

会 議 の 経 過

議 長（下田敏美君）

起立願います。

おはようございます。

着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（下田敏美君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 決算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

決算特別委員会に付託してありました令和5年度決算関係、認定第1号から第7号までの7件について、審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで決算特別委員会委員長の報告を求めます。

5番、長根一男決算特別委員会委員長。

決算特別委員長（長根一男君）

おはようございます。

決算特別委員会の審査結果を報告いたします。

今議会定例会において決算特別委員会に付託されました令和5年度決算関係の認定第1号 令和5年度六戸町一般会計決算認定について、認定第2号 令和5年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第3号 令和5年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、認定第4号 令和5年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、認定第5号 令和5年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、認定第6号 令和

5年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第7号 令和5年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定についてを、去る9月10日、11日の2日間、決算特別委員会を開催し審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり認定されました。

以上、簡単ではありますが、決算特別委員会委員長の報告といたします。

議長 長（下田敏美君）

委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより決算関係、認定第1号から認定第7号までを一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和5年度六戸町一般会計決算認定について、認定第2号 令和5年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第3号 令和5年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、認定第4号 令和5年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、認定第5号 令和5年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、認定第6号 令和5年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第7号 令和5年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定については、それぞれ原案

のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第3 報告第5号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（吉田英輔君）

おはようございます。

報告第5号 専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書は1ページになります。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり、交通事故の損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されております事項につきまして、令和6年7月22日に専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

交通事故につきましては、令和6年3月16日、町道小松ヶ丘35号線、六戸町小松ヶ丘4丁目77番地798付近、みちのくコカ・コーラボトリングから東に240メートルぐらいのところでございますが、走行していた町民バスが信号のない交差点を直進中、右側より左折侵入してきた乗用車に追突され、車両が破損したものでございます。

町の過失割合を20%とし、相手方に損害賠償額13万5,782円を支払うことで示談が成立しております。

なお、損害賠償金は、全国自治協会自動車損害共済から全額支払われております。

以上で報告第5号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第5号 専決処分の報告については終わります。

次に、日程第4 報告第6号 令和5年度六戸町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（吉田英輔君）

報告第6号 令和5年度六戸町健全化判断比率の報告についてご説明いたします。

議案書は4ページになります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度六戸町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

最初に、一般会計の赤字の程度を示す実質赤字比率ですが、令和5年度決算において赤字が生じておりませんので、実質赤字比率はなく、実質黒字比率が6.14%でございます。

次に、特別会計を含む全ての会計を合算して赤字の程度を示す連結実質赤字比率においても赤字が生じておりませんので、連結実質赤字比率はなく、連結実質黒字比率が11.13%でございます。

続いて、一般会計等が負担する1年当たりの元利償還金の割合を示す実質公債費比率は7.5%で、前年度数値の8.1%より0.6%減少いたしました。

最後に、一般会計等の借入れや将来負担する可能性のある全ての負担額の割合を示す将来負担比率につきましては、ゼロ以下となりますので、比率としての数値はございません。

いずれの数値も早期健全化基準値を下回っております。

以上で報告第6号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第6号 令和5年度六戸町健全化判断比率の報告についてを終わります。

次に、日程第5 報告第7号 令和5年度六戸町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（吉田英輔君）

報告第7号 令和5年度六戸町資金不足比率の報告についてご説明いたします。

議案書は5ページになります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度六戸町資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

これは、企業会計ごとに事業規模に対する赤字の割合を示すもので、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の各会計において資金不足は生じておりませんので、資金不足比率はございません。

以上で報告第7号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第7号 令和5年度六戸町資金不足比率の報告についてを終わります。

次に、日程第6 議案第36号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

議案第36号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明いたします。

議案書13ページからになります。あわせて、別冊の説明補足資料1ページの新旧対照表もご参照ください。

本案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更をすることについて協議をするためのものです。

説明補足資料1ページをご覧ください。

変更内容は、別表第1の2及び3中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

附則は、施行期日を令和6年12月2日からとするものであります。

以上で議案第36号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第37号 六戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (澤口俊博君)

議案第37号 六戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

今般の改正は、関係する法令の改正に伴い、課税事務に支障を来さないよう改正するものであります。

議案書16ページをお開きください。説明補足資料は2ページと3ページになります。

第1条の改正は、従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設が追加されたことに伴うものであり、第2条及び第3条についても、対象施設の追加に伴う文言の改正となっております。

附則は、施行期日を定めるものであり、適用条件を定めるものであります。

以上で議案第37号の説明といたします。

議 長 (下田敏美君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 六戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第38号 令和6年度六戸町一般会計補正予算(第4号)を議題いたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長(吉田英輔君)

議案第38号 令和6年度六戸町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

議案書は17ページでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、既定予算に3億9,442万4,000円を追加し、予算総額を140億7,470万4,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、22ページの第2表債務負担行為補正のとおり、新たに六戸町創業支援事業補助金を追加するものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、23ページの第3表地方債補正のとおり、臨時財政対策債の確定により限度額を変更するものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

3ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

10款地方特例交付金は、交付額の確定により1,439万1,000円を増額計上。

11款地方交付税は、普通交付税を6,953万8,000円増額計上。

15款国庫支出金、1項国庫負担金は、事業費との関連におきまして、項の計で7,800万3,000円を増額計上いたしました。

次のページをお開き願います。

2項国庫補助金は、システム改修や低所得者支援給付に対する交付金等で、項の計で6,803万7,000円を増額計上いたしました。

16款県支出金、1項県負担金は、事業費との関連におきまして、項の計で2,665万6,000円を増額計上いたしました。

次のページでございます。

2項県補助金は、6目教育費県補助金に学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金2,162万5,000円を新たに計上いたしました。

次のページをお開き願います。

20款繰越金は、前年度繰越金を7,999万6,000円増額計上いたしました。

次のページをご覧ください。

21款諸収入、4項雑入、2目雑入は、1節雑入に接種費用の自己負担額を抑えるための新型コロナウイルスワクチン確保事業補助金や、2節過年度収入に前年度の交付金等の精算に伴う追加交付金として、項の計で3,218万円を増額計上いたしました。

次のページをお開き願います。

22款町債は、臨時財政対策債の確定により130万円を増額計上いたしました。

9 ページをお開き願います。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

人件費につきましては、各款項目ごとに人事異動による組替え等の精査を行い、補正額を計上しております。

1 款議会費、1 項議会費は、県外研修経費等として、項の計で257万5,000円を増額計上。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、7 節報償費にハラスメント研修会講師謝礼として20万円を増額計上。10節需用費に公用車の冬タイヤの購入費や庁舎排水設備の清掃費などで83万9,000円を増額計上。12節委託料に庁舎空調設備設置工事設計業務ほかで499万4,000円を増額計上いたしました。

次のページをご覧ください。

6 目交通安全対策費は、14節工事請負費に旧柳沢駅交差点回転灯設置工事ほかで19万8,000円を増額計上いたしました。

次のページをご覧ください。

7 目企画費は、12節委託料に総合振興計画の評価のためのアンケート調査等を行う基礎調査業務ほかで521万2,000円を増額計上。9 目町民バス運行費は、10節需用費に冬タイヤの購入費や修繕費などで408万6,000円を増額計上。17節備品購入費に、乗合自動車型のスクールバスが受注停止により購入できないため、434万5,000円を減額計上。10目まちづくり推進費は、18節負担金、補助及び交付金に中学生を対象としたペンキアート事業に対するまちづくり町民活動支援事業補助金14万円を増額計上いたしました。

13ページでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は、12節委託料に国の仕様変更に伴う児童手当システム制度改正に伴う改修業務の追加作業分ほかで211万9,000円を増額計上いたしました。

次のページでございます。

3 目障害者福祉費、19節扶助費に身体障害者・児補装具費給付費の見込みにより340万4,000円を増額計上。22節償還金、利子及び割引料に前年度に交付された負担金の精算に伴う返還金として321万9,000円を増額計上。6 目生活支援臨時特別事業費は、18節負担金、補助及び交付金に令和6年度の住民税非課税等を基準とした新たな物価高騰対応低所得世帯支援臨時給付金5,400万円を計上したほか、人件費や事務費をそれぞれ計上し、目の計で

5,474万3,000円を計上いたしました。

次のページでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、19節扶助費に保育等に要する費用基準の改正により1億4,141万5,000円を増額計上。22節償還金、利子及び割引料に前年度に交付された負担金等の精算に伴う返還金として492万7,000円を増額計上いたしました。

次のページでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、12節委託料及び19節扶助費に高齢者等を対象とした新型コロナウイルスワクチン定期接種の公費負担分を計上。22節償還金、利子及び割引料に前年度に交付された負担金等の精算に伴う返還金として798万3,000円を増額計上いたしました。

18ページをお開き願います。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、18節負担金、補助及び交付金に第2期農業用機械等導入支援事業補助金ほかで464万1,000円を増額計上。6目農村整備費は、14節工事請負費に積みブロックの破損による畑刈川水路補修工事ほかで880万円を増額計上いたしました。

20ページでございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費は、除雪関連経費を追加し、目の計で7,102万6,000円を増額計上いたしました。

22ページをお開き願います。

10款教育費、1項教育総務費、4目学校建設費は、18節負担金、補助及び交付金に六戸学園ウェブサイト作成のための町立義務教育学校開校準備委員会補助金113万3,000円を増額計上いたしました。

次のページでございます。

4項義務教育学校費、1目教育振興費は、10節需用費に六戸学園指定トレーニングウェア無償貸与事業費として708万8,000円を新たに計上いたしました。

次のページでございます。

18節負担金、補助及び交付金に、部活動の新ユニホームや用具等の購入のための部活動準備補助金393万1,000円を計上いたしました。

次のページでございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費は、18節負担金、補助及び交付金に、町民運動会が

中止になったことに伴い、町民運動会実行委員会補助金31万5,000円を減額計上。4目学校給食費は、給食費無償化に対する公費負担分として、十和田地域広域事務組合学校給食特別会計負担金2,240万1,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第38号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

山本議員。

11 番（山本 実君）

これは、10ページの2款総務費、6目交通安全対策費、14節の工事請負費についてお尋ねをいたします。

事故が多発する、度々起こる場所でありますけれども、ここに対しての信号機の設置について、町のほうでも要望してきたところなんです。先般、道路等に白線等を引いていただき、大変安全性が期待できるような、そういうふうな雰囲気になってきているというふうに思っております。

この回転灯の設置についてお尋ねいたしますが、設置をする場所が、どここのところに設置をするのか、詳細にお尋ねしたいと思います。

それから、10款教育費の4目学校給食費についてお尋ねいたします。

県の事業であります、10月から学校給食費が無料化が実施されると思います。ここでお尋ねしたいんですけれども、今までの学校給食費については、あれですか、各学校で人数を取りまとめてセンターのほうに発注をしていたものなのか、それと2点目は、給食費を各学校で徴収すると思うんですが、その支払いについては、町を経由してセンターのほうに支払っていたのか、または学校が直接センターのほうに支払っていたのか、そのところを確認したいと思います。

議長（下田敏美君）

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

それでは、1点目のご質問にお答えいたします。

回転灯の設置場所というところですが、交差点がございまして、こちらから金矢方面に向かうところの交差点、一時停止がございまして、そこに町の道路照明が1本立っておりまして、その道路照明の柱を利用した形で設置をするというように考えてございます。

以上です。

議長（下田敏美君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

学校給食についてのご質問にお答えします。

まず、これまで給食を利用する人の人数はどのようにやっていたかということですが、各学校のほうで、子供たち、教員も含めるんですけれども、その人数を直接給食センターのほうに連絡し、その分の給食が学校のほうに届くという形を取らせていただいております。今後もそういう形になるかと思えます。

あと、給食の費用なんですけれども、学校のほうで徴収して、直接給食センターのほうに支払う形を取っております。今後、無償になりますので、その部分の事務は幾らかは省略できるかと思えます。

以上です。

議長（下田敏美君）

山本議員。

11 番（山本 実君）

回転灯については、大変よく分かりました。今後、事故が起こらないようにしなければならないと思います。

それから、給食費については、これはあれですか、10月から無償化が始まるわけでありまして、10月から3月31日までの負担分を町が一旦立て替えるというふうな、そういう理解でよろしいでしょうか、そのところを再度お尋ねしたいと思います。

議 長（下田敏美君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

山本議員おっしゃるとおりで、10月からは保護者のほうから徴収しないということになりますので、給食に係る費用は、町が一度立て替えるという形が正しい表現か分かりませんが、補正予算で計上している負担金ということで、給食センターのほうにお支払いすることになります。

議 長（下田敏美君）

山本議員。

1 1 番（山本 実君）

最後の質問です。

大変よく分かりました。

そういたしますと、あれですか、一旦、町のほうで立て替えて、時期をずらして県のほうから町のほうに支払われるんだという理解でよろしいのか確認したいと思います。

議 長（下田敏美君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

給食センターのほうには、町のほうから歳出予算を使ってお支払いしていくことになります。それで、県のほうからその応分の補助金が入ってくるんですが、問合わせしたところ、概算で3月を待たずに、ちょっと、月、いつまでは正確に言われておりませんでしたけれども、途中で概算払いということで歳入のほうに入ってくるということの見込みであります。以上です。

議 長（下田敏美君）

山本議員。

1 1 番（山本 実君）

そういたしますと、この無償化が始まる、実施になる、今まででしたら、今、答弁でありますと、学校で給食費を徴収して真っすぐセンターのほうに納めていたと。そうすると、今度はあれですか、学校で人数を把握してセンターのほうに連絡する、センターのほうから配膳というんですかね、配食される。今度はそうすると、この費用については、給食センターと県との直接のやり取りになるわけですか、それとも町を経由してやるわけですか。質問分かりますよね、意味が。それを聞きたい。

議長（下田敏美君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

県の要綱等に定められているとおり、今回の学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金という名目は、やっぱり市町村が窓口となって交付金を頂いて、無償化に対し、給食センター等に支払いする形となっておりますので、今回は町を経由した形の歳入歳出を含めた形の支払いになります。

議長（下田敏美君）

ほかに質疑ありませんか。

盛田議員。

2 番（盛田嘉彦君）

説明書11ページ、2 款総務費、10目まちづくり推進費の18節ですね、まちづくり町民活動支援事業、これはどのような事業なのでしょうか。

議長（下田敏美君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（高橋宏典君）

盛田議員のご質問にお答えさせていただきます。

今年度で卒業する中学校３年生を中心とした町内全中学生を対象に、六戸学園に進む後輩へ思いを託すとともに、上級生となる意識や自己肯定感を醸成することを目的として、ペンキ画家のSHOGEN氏をお招きして、お話会とペンキアートのワークショップを開催するための経費の不足分を今回補正計上しております。

実施団体につきましては、町内の有志団体であります6 d o o r' sさんが行う予定でございます。今月24日火曜日になりますか、午前中はお話会、午後からペンキアートのワークショップを開催する予定でございます。

議 長（下田敏美君）

盛田議員。

2 番（盛田嘉彦君）

すごくいい事業だと思うんですけども、これは単年度ですか、来年度も継続するのでしょうか。

議 長（下田敏美君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（高橋宏典君）

6 d o o r' s、実施団体のほうからは、来年度は当初予算のほうで希望はしたいというお話はいただいておりますが、中学校３年生を対象とした事業というのは今回限りという形になってございます。

以上です。

議 長（下田敏美君）

盛田議員。

2 番（盛田嘉彦君）

そうですね、来年は六戸学園が開校するという事なので、その生徒さんで一つの作品を作るというのはすごく有意義な事業だというふうに思いますので、継続していければなというふうには思っております。

よろしくお願いします。

議長（下田敏美君）

質問者、答弁者にお願いです。できるだけマイクを顔の方向に向けて発言してもらうようにお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

高坂議員。

8 番（高坂 茂君）

山本議員の関連質問です。

先ほど回答で、佐藤課長のほうから、金矢方面に向かって行って、街路灯ですか、それを使って回転灯をつけるという計画と聞きました。

私もあそこずっと通ってしまして、信号機がなくなったのが非常にショックで、私の同級生も亡くなっていますし、あそこで、毎回、私も交通安全協議会の中でも言ってきたんですね。でも、全然改善されなかったんです。そして、信号機がなくなってしょうがないなと思って何年かたちました。協議会のほうでそういった話は多分出ていないと思います。個人的に、町長なり委員の方、町民課長のところに陳情していると思います、個別に。それで、最近、三沢のほうから来れば、前の町営住宅の辺りのところに看板が出ています、表示板が。あれは一つの大きな進歩です。

1 つは、何を言いたいかというと、事故が起きるのは、金矢から六戸のセンターのほうに、中央のほうに来る、あの一時停止が見えないんです。道路が見えないんです。ですから、逆に、金矢から来る方向に回転灯をつける、これが一番です。

私ずっとあそこを通っていましたが、必ず一時停止しないのは、左から、こっちから三沢方面に行く途中ですね。交差点は左のほうから真っすぐ突き抜けていくんです。向こうのほうは見えやすいんです、六戸から来るほうは下りになっていますので。ですから、あそこ、みんな止まるんです。止まらないのは金矢方面からなんです。これを絶対やってください、せっかくですので。予算はまたかかるかも分かりませんが。

それから、もうちょっと大きい立て看でも、交通死亡事故現場とか、そうすれば多分なくなると思います。私はそれを言いたいです。検討をお願いします。

以上です。

議 長（下田敏美君）

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

今の2点のご質問にお答えいたします。

1点目は、回転灯を別な箇所にもつけてほしいということですね。それから、大きな看板を設置していただきたい、この2点の質問だと思いますが、その設置、あと回転灯、それから看板につきましては、持ち帰りまして検討させていただきたいと思います。

以上になります。

（「いいです」の声あり）

議 長（下田敏美君）

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

種市議員。

4 番（種市正孝君）

説明書の11ページ、2款総務費のほうなんですけれども、9目の町民バス運行費、これで備品購入費で乗合自動車、これ受注停止のため買えなくなったということだと思うんですけれども、これ、どういう感じの自動車だったのかが1つと、それと、この購入に当たっての目的は、どのように使用するために購入、一応、当初あったと思うんですけれども、その目的はどのようなための購入予定だったのかが分かれば教えていただければと思います。

議 長（下田敏美君）

総務課長。

総務課長（小林 章君）

当初予算でこの乗合自動車を計上していましたが、大きさ的には十数人乗りぐらいの、具体的に言うとハイエースのちょっと大きいやつを考えていました。ただ、今、受注していないということで、今回、予算は減額したところです。

この使途については、スクールバスの運行の中で、利用者が少ない路線、箇所を回するために、20人、マイクロバスより、だったら、もう少し小型の自動車を使ったほうが効率的な部分もありますので、そちらのほうに充てる予定で考えておりました。

以上です。

議長（下田敏美君）

種市議員。

4 番（種市正孝君）

ちっちゃいやつ、十数人乗りということなんですけれども、今おっしゃったように、スクールバスの利用もある程度頭に入れてということで多分購入しようと思ったと思うんですけれども、この間、教育委員会のほうからもスクールバスの何か時刻表的なものが出ていたんですけれども、その中にこの車はある程度予定に入れてそういうのをつくっていたんではないのかなと思うんですけれども、これ買えなくなったら、代替とかそういうのを今度やっぱり入れないと、スクールバスそのものの運行というのはどういうふうになっていくのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

議長（下田敏美君）

総務課長。

総務課長（小林 章君）

これについては、当然、足りなくなることは想定しなければならないんですけれども、一応、レンタルとか、車のレンタルですね、そういうようなものでちょっと対応するということも今考えています。あとは、車、どういう、実際に何人乗るか、それによってはここまで大きい車でなくても、普通のミニバンクラスでも対応できる可能性もありますので、来年度、

そういうふうなものの検討をちょっとしていきたいというふうに考えております。

(「分かりました。以上です」の声あり)

議 長（下田敏美君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 令和6年度六戸町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第39号 令和6年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

議案第39号 令和6年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案書24ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から409万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億8,190万2,000円とするものであります。

補正を行う主な理由は、国民健康保険事業費納付金と事務費の精査及び歳出との関連において予算調整したものであり、その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書33ページをご覧ください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

上段の表、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、人事異動による給与分の繰入れで229万2,000円を増額計上いたしました。

下段の表、7款繰入金、2項基金繰入金は、充当先となる納付金が減額となったことから638万5,000円を減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

説明書35ページをご覧ください。

上段の表、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を、給料や職員手当等、共済費の人件費の精査により229万2,000円を増額計上いたしました。

下段の表、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分は、納付金の精査により760万3,000円を減額いたしました。

次のページ、36ページになります。

同じく2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、175万2,000円を減額計上。下段の表、同じく3項介護納付金分、1目介護納付金分は、155万5,000円を増額計上いたしました。

下段の表、5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費は、特定健診データ管理システム保険者用機器設置等の委託料として4万円を増額計上。

37ページになります。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金は、令和 5 年度事業の確定により
137万5,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第39号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 令和 6 年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は
原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第40号 令和6年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（辻浦宗典君）

議案第40号 令和6年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書26ページをお開き願います。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,593万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,183万5,000円とするものでございます。

款項の区分ごとの金額については、第1表によるものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

45ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款保険料、1項介護保険料は、介護保険料基準額の減額に伴う第1号被保険者保険料の精査により5,190万2,000円を減額計上いたしました。

下段の9款繰入金、2項基金繰入金は、歳出予算の補正との関連におきまして増額計上いたしました。

47ページをお開き願います。

次に、歳出についてご説明いたします。

中段の1款総務費、4項計画策定委員会費は、次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に伴う調査データ利活用コンサルテーション業務ほかで174万3,000円を増額計上いたしました。

48ページをお開き願います。

4款基金積立金、1項基金積立金は、介護保険財政調整基金積立金の減少により2,646万6,000円を減額計上いたしました。

49ページをご覧ください。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、令和5年度の保険給付等の確定により超過

交付となった介護給付費負担金等の返還金として4,020万8,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第40号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 令和6年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。

ここで皆さんに相談です。

このまま継続していいか、また、休憩したほうがよろしいか。

(「続けてください」の声あり)

議長 (下田敏美君)

続けていいですか。

(「はい」の声あり)

議長 (下田敏美君)

では、続けさせていただきます。

次に、日程第11 議案第41号 令和6年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (佐藤良一君)

議案第41号 令和6年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書28ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に39万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,769万1,000円とするものであります。

補正を行う主な理由は、令和5年度会計の繰越金の額の確定及び歳出との関連において予算調整したものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書57ページをご覧ください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

上段の表、4款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金は、額の確定により39万6,000円を増額計上。

次に、歳出についてご説明いたします。

下段の表、2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合分賦金、18節負担

金、補助及び交付金を39万6,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第41号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 令和6年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第42号 令和6年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（柴山英夫君）

議案第42号 令和6年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書30ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万7,000円を追加、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,185万1,000円とするものでございます。

款項の区分ごとの金額については、第1表によるものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

最初に、歳入についてご説明いたします。

61ページをお開き願います。

1 款診療収入、2 目諸検診等収入に95万7,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 目一般管理費では、3 節職員手当等でございますが、職員の人事異動に伴う精査により増額計上いたしました。

以上で議案第42号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 令和6年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第43号 令和6年度六戸町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（円子国浩君）

議案第43号 令和6年度六戸町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の32ページからとなります。

第2条の収益的収入及び支出は、収入の第1款下水道事業収益は1万4,000円減額し、補正後の額を6億4,418万1,000円とし、支出の第2款下水道事業費用は57万円減額し、補正後の額を6億4,592万9,000円とするものです。

次のページ、第3条の資本的収入及び支出は、収入の第3款資本的収入を2,204万8,000円増額し、補正後の額を3億9,952万2,000円とするもので、科目の内訳としましては、第1項企業債180万円、第7項分担金及び負担金425万6,000円及び第10項基金収入1,599万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

下段の支出は、第4款資本的支出を2,199万6,000円増額し、補正後の額を4億4,578万7,000円とするもので、科目の内訳としましては、第1項建設改良費2,194万3,000円、第4項その他資本的支出5万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次のページの第4条は、特例的収入及び支出の未収金を12万円増額し、未払金は182万4,000円減額するもので、第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費を12万8,000円増額するものであります。

補正の主な内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づき説明いたします。

補正予算に関する説明書73ページをお開き願います。

最初に、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収益的収入の1款下水道事業収益、2項営業外収益は、1目受取利息を各基金の利息分5万2,000円増額し、5目長期前受金戻入は、減価償却費に係る長期前受金の収益化額の確定により464万8,000円減額し、7目雑収益では、馬淵川流域下水道維持管理負担金の精算金で458万2,000円増額し、項の計で補正予定額を1万4,000円減額するものであります。

次の74ページ、収益的支出の2款下水道事業費用、1項営業費用は、3目処理場費の修繕費に金矢処理場制御盤指示計交換修繕ほかで35万5,000円増額し、7目流域下水道管理運営費負担金は、馬淵川流域下水道維持管理費用の見直しにより451万円の減額をし、8目減価償却費は、前年度までに取得した資産の減価償却額の確定により338万8,000円を増額計上し、項の計で補正予定額を57万円減額とするものであります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

76ページをお開き願います。

まず、資本的収入の3款資本的収入、1項企業債は、公営企業会計適用債180万円を増額し、7項分担金及び負担金に工事負担金として主要地方道三沢七戸線改良事業物件移転補償費414万7,000円を増額し、10項基金収入では、各工事の財源として基金繰入金1,599万2,000円増額し、款の計で補正予定額を2,204万8,000円増額とするものであります。

77ページの資本的支出では、4款資本的支出、1項建設改良費に、1目管路建設改良費で金矢地区管路移設設計業務及び六戸学園管渠接続工事などで合わせて1,614万7,000円増額し、3目の処理場建設改良費には、七百処理場汚泥貯留槽ブロワ等更新工事ほかで399万2,000円増額し、7目無形固定資産購入費では、下水道事業会計システム改修業務ほかで180万4,000円増額計上し、項の計で補正予定額を2,194万3,000円増額とするものであります。

なお、67ページ、68ページは、補正予算の内容を目別にまとめた実施計画を、69ページからは、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書及び貸借対照表をそれぞれ添付しております。

以上で議案第43号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号 令和6年度六戸町下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第44号 財産の取得についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（柴山英夫君）

議案第44号 財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書35ページをお開き願います。また、別冊の補足資料4ページも併せてご覧ください。

本案は、次のとおり財産を取得するための購入契約を締結するものでございます。

1、取得する財産、検査情報管理システムサーバー一式。

2、契約金額、968万円。この金額は消費税を含むものでございます。

3、契約の相手方、住所、青森県十和田市大字三本木字西金崎371番地6、会社名、有限会社サクラメディック、代表者名、代表取締役、加賀広昭。

以上で議案第44号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 財産の取得については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 同意第3号 六戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（下田敏美君）

起立全員であります。

座ってください。

よって、同意第3号 六戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第16 陳情第1号 六戸町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める陳情書を議題といたします。

審査を付託してありました総務常任委員会委員長から審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長の報告を求めます。

山本委員長。

総務常任委員長（山本 実君）

総務常任委員会委員長の報告をいたします。

陳情第1号 六戸町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める陳情書は、総務常任委員会に付託されたところであります。

当委員会では、その付託を受けて、去る7月10日に委員会を開催し、その取り扱い方について慎重な審議を行いました。

陳情の要旨は、六戸町長・町議会議員選挙において、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、選挙公報の発行と配布ができる制度の設置を求めますというものであります。

審査の結果、当委員会といたしましては、趣旨に賛同し、採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

議長（下田敏美君）

委員長の報告が終わりました。

この報告について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより本件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件については採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第17 議員派遣についてを議題といたします。

このことについては、六戸町議会会議規則第126条第1項の規定により、手続きを取るものであります。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付してあります資料のとおり、六戸町議会議員県外行政視察研修のため、11月5日から11月8日の間、北海道白糠町及び芽室町に全議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付してあります資料のとおり派遣することに決定いたしました。

ただいま決定した派遣内容については、諸般の事情により変更する場合は議長に一任したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、派遣内容の変更につきましては、議長に一任することと決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和6年第6回六戸町議会定例会を閉会いたします。

起立願います。

ご協力ありがとうございました。

閉会（午前11時18分）